

令和7年度 第1回宮城県環境審議会水質部会

議事録

令和7年7月8日（火曜日）
午前9時半から午後4時半まで

現地視察：大倉ダム、釜房ダム

会議：国土交通省東北地方整備局釜房ダム管理事務所「第一会議室」

1 現地視察

- (1) 大倉ダム
- (2) 釜房ダム

2 開 会（司会）

- 環境審議会条例第7条第5項で準用する同条例第6条第2条の規定による会議成立の宣言（委員9人中、8人出席）
- 情報公開条例に基づく会議の公開の確認
- 資料確認

3 挨拶（環境対策課長）

4 議 題

江成部会長： それでは、議長を務めさせていただきます。本日は令和6年8月6日付けで知事から環境審議会に諮問がありました、湖沼における生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の見直しについて、調査審議をしてみたいと思います。水域に関わる環境基準の類型が指定されている12の湖沼を見直しの対象としております。資料が多いため、適宜質疑の時間を設け、休憩を挟みつつ進行してみたいと思いますので、ご了承ください。

それでは初めに、議題（1）令和6年度第2回水質部会における意見等について、事務局より説明をお願いいたします。

議題 ア 令和6年度第2回水質部会における委員意見等について

事務局： 資料1「令和6年度第2回水質部会の意見等への対応」に沿って説明。

質疑

江成部会長： ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきましてご質問をお願いいたします。

（質疑事項無し）

江成部会長： ありがとうございます。それでは、特段の質問がないということですので、次に移りたいと思います。議題の類型指定見直し対象湖沼の選択・絞り込みにつきまして、それから議題の湖沼類型見直し案、続けてご説明をお願いいたします。

議題 イ 湖沼類型指定見直し対象湖沼の選択・絞り込みについて、ウ 湖沼類型指定見直しについて（素案）

事務局： 資料2「類型指定見直しの対象となる湖沼の整理・検討について」、資料3「湖沼類型指定見直しについて（素案）」3ページまで、資料に沿って説明。

事務局（いであ株式会社）： 参考資料2「類型指定見直しのための情報整理（将来水質予測）について」、参考資料3「排出負荷量の算定及び将来水質予測について」に沿って説明。
（資料の途中だが、ここで一旦説明を区切る）

質疑

江成部会長： ありがとうございます。それでは途中でございますが、ここまでのご説明につきましてご質問、ご意見をお願いいたします。資料が複雑でなかなかすぐには理解しにくいかもしれませんが、何か細かいことでもお気づきの点などがありましたら、遠慮なくご質問ご意見をお願いいたします。Web参加の皆さん、いかがでしょうか。

山田委員（Web）： 山田ですが、よろしいでしょうか。

江成部会長： はい、お願いします。

山田委員（Web）： 予測について、お考えを確認したいのですが、単純に将来の予測をするのはやむを得ないとは思いますが。しかし、昨今の水温上昇を含む温暖化の影響、あるいはゲリラ豪雨などの短時間豪雨の影響で、流域からの流入してくる汚濁成分の変動がかなり流動的だと認識しております。今回、単純に流域の点源負荷、面源負荷等から算出されていますが、その妥当性を細かく指摘するつもりはありません。何かその辺りのリスクに対して、どのように考えていらっしゃるのかお聞かせいただければと思います。

事務局： ありがとうございます。今回お示した将来水質予測の結果につきましては、あくまで湖沼の水質予測を行うために、その湖沼に影響を与える汚濁原の規模を把握、整理した基本情報の中で、宮城県内全体的に人口が減少するという状況があり、いずれの湖沼についても若干減少する傾向にありますが、ご指摘の通り、やはり気候変動の影響は無視できない状況になってきております。気候変動の影響で降水量の変化や気温上昇などが起こった時には、この将来水質予測よりもさらに水質が悪化するという可能性もございます。

これにつきましては、昨年度まで釜房ダムの方だけですが、気候変動影響についての詳細なシミュレーションを行う調査を実施しております。その解析につきましては、次回の水質部会の方でお示しさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

山田委員（Web）： ありがとうございます。

江成部会長： よろしいでしょうか。ありがとうございます。

山田委員（Web）： 悪化するトレンドや改善するトレンドという見方よりも、年間の変動や季節の変動がかなり不安定な状況になってしまうことを強く感じております。これは感覚的なものなので、今回の大きな取り組みである見直しは、ぜひ5年、10年といった定期的な議論が進められるようお願いいたします。的確に流域の利水目的に応じた水質管理ができるよう、計画的な配慮をお願いしたいです。以上です。

江成部会長： ありがとうございます。今のご意見よろしいでしょうか。温暖化の影響など、非常に大変なことで、それらの予測まで踏まえることは現段階ではなかなか難しいことだと思います。しかし、そういった状態になってくることの確実性、確率はかなり高いので、今の予

測の精度や正確さからかなり外れてくる可能性もゼロではありません。

そういったことを踏まえた上で、見直しについてはやはりやらなければならない現実で、可能な結論を出さなければなりません。その後、県としてどのように考えていくのか、あるいはそれを追跡していくのかということも考える必要があると思います。大変難しい状況にはなると思いますが、そういったことも含めて考えていく、検討していくことが求められると思います。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ここで休憩を取った方がよろしいでしょうか。はい、では5分ほど休憩を取らせていただきます。25分に再開いたします。西村委員からメールでご意見が届いております、この休憩が終わりましたら事務局の方から読み上げさせていただきますと思います。

(休憩)

江成部会長： はい、それでは25分になりましたので再開させていただきます。次の議題に移る前に、本日欠席されております西村委員から、全体議題についてのご意見が提出されているとのことですので、まず事務局からご説明をお願いいたします。

西村委員(事務局代読宍戸)： 環境対策課の宍戸と申します。私から西村委員からいただきましたご意見について、読み上げさせていただきます。ご質問の内容が本日の説明全般に関わる部分がございますので、4点ほどご意見をいただいておりますが、一通りご紹介させていただきます。

まず1つ目のご意見です。

利用目的の適応性の「自然環境保全」を人工湖に当てはめないことが、今回の類型指定の考え方の根底にあるようですので、県民の方々にも分かるように説明していただくのが肝要と思います。環境省が示されている「水質汚濁にかかる環境基準水域指定の考え方について」は以下のような記載があります。

『自然探索には様々な水準があるが、環境基準において最も高いランクの水質が必要とされるのは厳然たる自然地の探索であると考えられる。人工湖の場合、元より自然が大きく改変された場であるため、厳然たる自然地には当たらないが、多くの人に親しまれる水辺空間として可能な限り良好な水質を維持する必要がある』。見解にも述べられているように、自然探索には様々な水準がありますので、人工湖に自然環境保全を求めるべきではないという理論の前に、様々なレベル(例えば多くの人に親しまれる親水空間として可能な限り良好な水質を維持する必要がある。1級、2級のようなもの)を示すべきではなかったのでしょうか。実際に人工湖でも自然探索の環境を保全する政策と位置付けられる保全対策や外来生物対策等が日々実施されています。

人工湖にAA類型を当てはめるかどうかという議論と、自然環境保全を当てはめるべきかどうかという議論は本質的に異なるものと考えます。さらに言いますと、『多くの人に親しまれる親水空間として可能な限り良好な水質を維持する必要がある』という考え方は、生活環境項目の論理に反しています。

したがって、国が見解を出したからという理由で見直しを行うという説明ではなく、なぜ宮城県の多くの人工湖で自然環境保全を与えたのか、その結果はどうだったのか。今回自然環境

保全を利用目的の適用性から外すことで、この人工湖の自然探索の環境保全はどうなるのか、問題は生じないのかという問いに分かりやすく答えていただくようお願いいたします。

というところが1つ目でございます。一通りご紹介させていただきます。

続きまして2つ目でございます。

類型指定の見直しの必要性について、水域の利用目的の変更、類型指定以前から現在までの水質の状況、上位類型が環境基準を達成しているかの考え方には賛同しますが、そもそも生活環境項目は利水障害防止のために設定されているものと理解します。この機会に利水状況について調べてまとめていただきたいと存じます。例えば、水道では利水障害が起こっていないのか。起こっている場合、指定を見直すことで改善できるのか、改善できない場合はどのような水質対策を取っていくのかといった具体的な検討が大事ではないでしょうか。

続きまして3つ目でございます。

湖沼類型指定の見直しについて、T-P及びT-Nの指定をどのように判断するか、について意見があります。「将来の水質汚濁のおそれ」と「想定される類型の基準達成状況」から検討するようですが、まずは「類型当てはめの必要性」の検討が大事ではないでしょうか。利水障害を防ぐことが生活環境項目の目的ですので、その点から論理的に検討していただきたいと存じます。

最後の意見でございます。

対策を講じた場合に達成可能な最高ランク類型の考え方について、鳴子ダムのように利水目的にかなうという意味でB類型でよければ、なぜ対策を講じてA類型を目指す必要があるのでしょうか。

4点ご紹介させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

質疑・意見

江成部会長： ありがとうございます。4点ということで、なかなか重い課題もあると受け止めました。ただ、4つ出されたご意見をこの場で1つ1つ質疑するというよりは、今日県の方からご提案をいただいて、その議論を今回から次回あたりにやるのだと思います。次回までに各委員の先生方にも西村先生のご意見をそのまま回していただいて、それを各委員に斟酌していただいて次の議論に生かしたいと存じます。西村先生がその時に来ていただくのが一番良いのですが、そういった機会を設けるということで、今日場で個別にそれについて議論することは難しいと感じております。そのようなことを私は感じておりますが、もし今日ご出席の皆様で、今紹介された西村先生のご意見について、質問というわけにはいかないと思いますが、何かご意見、聞いた印象などがありましたら、ぜひお願いいたします。いかがでしょうか。

木村委員： 今回の類型の見直しは、しばらく宮城県で類型の見直しをしてこなかったということがあります。そして釜房ダムに限って、何度も出てきているので釜房ダムを例に挙げますが、相当以前から汚濁の原因などを探りながら、どのような対策が取れるかということも随分研究され、その結果もこのような委員会でご説明いただいたと記憶しております。その上で、例えば釜房ダムに対してもこれ以上、つまりどのような対策を講じたとしても、その汚濁の相

当部分が自然由来、つまりここにも出てきておりましたが、森林に由来するところが相当大きいということが分かってきたと思います。今回も人為的な起源による汚濁を差し引いたとしても、やはり相当森林由来が大きいところもあれば、全く変わらないところもあるということも分かってきています。そう考えると、これ以上対策にどこまでお金をかける必要があるのかというのがあるのかなと感じております。限界がないと申しますか、対策にはおそらく。そういったところは委員会のメンバーとしては理解していますが、一般の方々にとってはそういった内容については、おそらく分からない方が多いと思います。そういったギャップ、つまりなぜ類型の見直しが必要で、なぜAAに分類されていたものがAにランクダウンのように変化するのかという状況になったのかを、一般市民の方々にも分かるような説明、周知が必要だと思えます。それは前回の委員会でも意見として述べております。

西村先生のご意見は、ここでは私も十分に理解できない部分もありますが、やはり共通しているところがあるのかなと思います。委員会で様々なことを検討した上で、なぜこのような見直しが必要で、将来的な予測もした上でこのようにしていくという道筋を分かるような形で示す努力をしないと、なかなか委員会レベルで「します」と言っても納得できない方もいるのかなと思います。そこぐらいしか私からは申し上げられませんが、理解していただく努力は大事だと思います。

江成部会長：ありがとうございました。Webで参加の皆さん、いかがでしょうか。

(Web参加者から質疑事項無し)

江成部会長：先ほどの西村委員から出されたご意見につきまして、基本的には次回議論に生かしていきたいと考えております。

緒方委員：ありがとうございます。東北農政局から参加させていただいております緒方でございます。よろしくお願いいたします。

西村先生の4つのご質問、ご意見を拝見しまして、私も前回参加はしておりませんでしたので申し訳ありませんが、確認の意味を込めてお尋ねしたいと思います。最初に記載されていたのは、今回の見直しが長年されていなかったということでしたが、先生のお話ですと、そもそも環境という観点でのものを人工湖に当てはめるのはいかなるものかという考え方があるようにも聞こえてくるのですが、まずもってそういった観点はございますか。

そういった観点があったとして、先ほど2つの資料を拝見しましたが、いずれもSUPのような水辺で遊ぶ利用がなされている方々が当然届出をされた上で楽しまれているとのこと。それは、最初の資料の方にも記載がありましたが、自然探勝というようなことが、いわゆる環境、自然環境の項目の中で目的として謳われるようなところだと理解しております。そうすると、今回のようにAAからAというような形になりますと、そういった自然探勝ということが外れるということにもなりますので、そういった水面での遊ぶといったことは、探勝の域の中に入るとすればできなくなるという話になるのでしょうか。そうすると、なんとなくダム行政という意味でいきますと、そういった自然を利用するというのも別に人工湖であろうが自然湖であろうがあり得るのかなと思います。先ほど西村先生が3つ目で指摘されたように、そもそ

も宮城県としてAAに指定された理由はなんだったのだろう。水で遊ぶという観点があれば、水質がどうのという観点だけでなく、自然環境という点でAAがあったのではないかとも思われますが、そもそも論としてそういう議論があったのかどうか、お尋ねしたいと思い発言させていただきました。

江成部会長： いかがでしょうか。

事務局： はい、ご質問の件、ご説明いたします。時系列順にご説明したかったのですが、お手元の資料にA4のホチキス留めの資料5-5というものがございます。分厚い資料になりますが、次第には載っておりません。こちらは配布のみの資料となっております。

資料5-5は、昭和47年に宮城県の方で類型指定を行った時の事務局案となっております。2枚目を送っていただきますと、当時の湖沼をAAに指定した時の資料となっております。その2枚めくったところに横書きの青刷りの資料がありますが、現在AA類型に指定されているダムについては、樽水ダムを除いて国定公園、県立公園に指定されていることが付記されています。これが当時、自然探勝に該当するのが、この流域に国定公園や県立公園があるからという理由で指定していたものと考えています。これが当時の資料となっております。続きまして、資料3の1ページ目、括弧で囲われたところをご覧ください。参考として、「中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会第5回」という平成15年2月の会議があります。ここで新たな考え方が示されておりまして、丸の上の方、「自然環境保全」についてです。「自然環境保全（自然探索等の環境保全）についてはAA類型が相当とするが、自然探索の場で最も高い環境水質が必要とされるのは、厳然たる自然地の探索であると考えられる」とあります。「人工湖は元の自然から大きく改変され、厳然たる自然地ではないため、自然環境保全（AA・I類型）相当とは言えず、対策を講じた場合に達成可能な最高ランク類型とする」との記載がございます。こちらは、自然探勝は現状行っているところではありますが、人工湖があくまで厳然たる自然地ではないという整理にされたのが、この平成15年の専門委員会の方であったというところですね。今回、この考え方に基づいて、現状AA類型に指定されているものでも、人工湖については厳然たる自然地ではないというところで、A類型への指定変更を検討しているところがございます。類型を引き下げた時に支障があるのかどうかについては、今後パブリックコメントや地元関係者への意見照会を行い、そういった意見も踏まえながら、次回の審議会の方で再度審議を行っていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

江成部会長： ありがとうございます。よろしいでしょうか。

緒方委員： もう大丈夫です。先ほどのSUPなどはやはりできなくなってしまうのかと。

事務局： はい。何か湖沼内で行っているのか、流域河川で行っているのか、情報がまだ不足しているところではありますが、水質が悪化することによってそういった活動ができなくなってしまうような状況にならないように、あくまで水質保全対策は既存のものを継続していきますので、そういったことがないように、関係者との意見も踏まえながら慎重に進めてまいりたいと思います。

緒方委員： では、最後に一点だけよろしいですか。おそらく海水浴場などは水に入って良いかどうかの基準は、ここに記載のない大腸菌数などによるものであり、AAやAの類型によって利用が規制されるものではないと思います。しかし、人が利用するという点では、もしかしたら大腸菌検査などをしっかり行った方が良いのかもしれないですね。今回の審議の話とは少し

違う点になりますが、自然探勝ということによってそういった利用ができないというわけではないということが分かりました。

江成部会長：ありがとうございます。Web で参加の皆さん、今の議論に関わって何かご意見ありますか。なかなか自然環境保全が、かなり幅広い解釈が成り立つことですね。それをどのように焦点を絞っていく必要があるのかないのかという議論もやらなければならないと感じます。それでは、今日の議論も含めまして、次回場で西村委員から出されたご意見も含めて検討していきたいと思います。それでは次の説明でよろしいでしょうか。

事務局：資料3「湖沼類型指定見直しについて（素案）」の4ページから、資料に沿って説明。

質疑

江成部会長：ありがとうございました。それではただ今のご説明の部分につきまして、ご質問ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか？伊豆沼については、現状はB類型で、それを今度は類型指定しない方向ということですが、自然再生事業から見た伊豆沼の水質のレベルと整合性を考える必要はあると思います。その点についてはどうですか？伊豆沼の自然再生協議会の方で水質についての議論がどうなっているか、それをどう反映するのかということについてどのようにお考えですか？

事務局：伊豆沼に関しましては、自然再生推進法で、指定がされており、自然再生事業実施計画を県が計画作成し、取り組んでいるところです。目標値に関しては、あくまで環境基準のB類型が目標値ではございますが、これがなかなか期間内に達成できないということで中間目標としてCODで8mg/Lと設定されています。なかなか達成が難しい状況になっております。この他水質の目標以外に水生生物の回復も目標としておりました。指標生物、例えばカラスガイ、魚類といったそれぞれの種が、これぐらいまで回復をするような目標も定めています。今は、エコトーン造成するところを具体的な目標として取り組んでいるところかと思っております。自然再生事業実施計画の方も環境基準の達成を最終目標と定めていることについては、同じ目標を定め、取り組んでいる状況になります。

江成部会長：その辺について、水質の環境基準が、目標ということになるかと思いますが、それは自然再生協議会とも共有されているということでもいいのですか？

事務局：はい、共有させていただいております。

江成部会長：はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

山田委員 (Web)：伊豆沼について、先ほどの説明の中で、漁業の利用状況、商業的な漁獲が行われていない事態を踏まえて、色々ご判断されていると思います。歴史的にここが小規模とはいえ商業的に漁業が行われ、その当時から維持された水質があって、湖沼が管理されてきた経緯があると思います。考え方によっては流域から流れ込んだ汚れ、すなわち生き物としては、栄養分が魚類という形で固定化されて、それが漁業で系外排除される。その一連の関わりが、水質をより良いものとして維持してこられた経緯があったと考えます。いつしか流域の土地利用

の状況が悪化して、負荷が増えて、水質が漁業に耐えられなくなってしまったかもしれないと考えると、果たして伊豆沼をどういう形で県は管理していきたいのか、あるいはどういう利用のされ方を目指すのかという、そもそもの類型指定の考え方がどうなのかというのが見えてこないですね。これは先ほどの西村先生のご指摘の部分も関わっていると思います。漁業関係者にヒアリングをすることは大事なことだと思います。けれども、県としてこの水域をどう扱っていくかという、そもそもの発想と言いますか、考えをどのようにしていくかは、先ほどの自然再生協議会の方々のヒアリングも踏まえて考えていくのか、あるいは独自に持っておられるのか、ご意見をお伺いしたい。

事務局：目指すべきところが今、具体的にお示しできるものはないのですが、伊豆沼は、ラムサール条約に指定されておりまして、渡り鳥の飛来地としての重要な役割ですとか、ハスや渡り鳥が、観光資源にもなっていること、もしくは、伊豆沼の水が農業目的に利用されていることで色々な用途や役割があります。そういった中で、今水質がかなり問題になっています。水質の改善だけを目指すことは、現実的ではないかと思っています。この後説明します、伊豆沼流域汚濁負荷調査業務の方で、あくまで実現可能な対策としてどういうものが取れるか、対策について自然再生協議会の方にも意見交換し、関係者とコミュニケーションを取りながら進めてまいりたいと思います。

山田委員 (Web)：ご回答ありがとうございました。調査の結果を持って色々と対策を講じていただきたいと思います。ここ10年間の急激な水質の悪化っていうのはやはり異常なので、せめてその10年前の水質レベルに戻れるような対策を講じてきたいです。そのために類型としてどのような当てはめが必要なのかというのを、引き続きご議論いただければありがたいなと思います。

江成部会長：はい、ありがとうございました。類型指定を考えるとということとあわせて、類型指定すればそれに向かってどういう努力や対策をしていく必要があるのか、ということを含めて出していかなければいけないということだと思います。水質専門部会として検討が必要かと思えます。次の説明をよろしくお願いします。

事務局：資料3「湖沼類型指定見直しについて（素案）」の8ページから、資料4-1「湖沼類型指定見直し対象湖沼一覧表」に沿って説明。

質疑

江成部会長：ありがとうございました。それでは、長い時間を取りましたが、湖沼の類型指定の見直し全般につきまして、今日のご説明についてご意見、ご質問をお願いいたします。Webで参加の方からもごさいませんか。もしなければ、今日の議論を受けてもう一度議論の場が設定されますので、先ほどの西村委員からの質問等も含めまして、委員の皆さんと共有して次回に臨みたいと思います。

それでは続いて、議題の令和7年度伊豆沼流域汚濁負荷調査計画につきましてご説明をお願いいたします。

議題 エ 令和7年度伊豆沼流域汚濁負荷調査について

事務局：資料6「令和7年度伊豆沼流域汚濁負荷調査の内容について」に沿って説明。

江成部会長：ありがとうございます。先ほどの議論の中でも何度か問題提起がありました。伊豆沼の水質が改善されないだけでなく悪化してきているという状況を受け、ここ数年取り組んできている内容です。何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑

杉山委員：環境省東北地方環境事務所の杉山でございます。今回の流域汚濁負荷調査ということで、水質汚濁のメカニズムを解明するということですが、今回の調査でどこまで解明まで持っていけるのか、その辺りはどのようなお考えかお聞かせいただければと思います。

事務局：今年度の調査につきましては、まずこちらの図でお示した調査の方で水質検査もしくは底質調査を行います。主にデータを収集するところがメインとなっております。集めたデータ、もしくは公共用水域の測定事業は昭和50年代からずっと継続しておりますので、そういったデータの収集などを行いまして、要因の解明の方を詳細な水質予測シミュレーションを行ってメカニズムを解明していく。そのシミュレーション自体を令和8年度に実施する予定となっております。そちらでは、河川水質のデータや先ほど説明した流入負荷量の計算などを行い、どのような原因で水質が悪化してきているのか、流入負荷なのか内部生産の要因が大きいのか、具体的に調査して明らかにしていくという流れになっております。

杉山委員：取り組んでいただくことは承知していますが、これまで水質改善に取り組んできた中で、今回メカニズム解明というところに視点を置いたのは初めてだったのでしょうか。それとも、以前から県としてそういった調査をされていらっしやったのでしょうか。大雑把な質問ですが、もし分かれば教えていただけますか。

事務局：伊豆沼のこれまでの調査につきましては、毎年実施しているモニタリングや環境基準のモニタリングの他にも、様々な調査が行われてきております。例えば昭和60年や令和2年には流入負荷量の調査も実施しておりますし、自然再生事業の計画自体の見直しの時点では、その都度調査は行ってきております。ただ、平成28年から急激に水質が悪化しているというところで、その要因までは今のところ分かっておりません。伊豆沼は環境基準をずっと達成できていない状況があったため、水質についての懸念はありましたが、平成28年からさらに横ばい傾向から急上昇の状況になっております。今回その直近の10年間に焦点を当てたメカニズムの解明に取り組んでいきたいと考えております。

事務局(環境対策課長)：資料5-1の2ページに伊豆沼出口のCODのグラフが掲載されておりますので、ご覧いただきたいのですが。伊豆沼の水質は、測定が開始された昭和56年からずっと横ばいで推移してはいたしましたが、平成27、28年からCODがどんどん上昇している傾向を示

しております。昔の伊豆沼は多少の濁りはあるものの今より綺麗でしたが、今はかなり悪化している状態であると見ております。伊豆沼は水深が浅いため、冬の季節風で水底の泥が巻き上がり COD の悪化に影響するという現象が指摘されており、職場の先輩方から「これが伊豆沼の水質悪化の原因である」と教えられたものです。しかしながら、今はそれだけが原因とは言えない危機的な状態であると受け止めており、しっかりと原因調査に取り組んでまいりたいと考えています。

江成部会長： 伊豆沼の問題につきましては、昨年からぜひ伊豆沼の自然再生協議会と水質部会が合同で検討していく場を設定してくださいと県の方にもお願いしまして、スタートしたのですが、人事異動で担当者が移動したため、今中断しております。私としては、ぜひそれを継続させるように県の方にも考えていただきたいと担当者の方にはお願いしておきました。ぜひ継続して、その問題を解決するための検討会を続けさせていただきたいと思います。実はそのきっかけとして、西村先生があちらの自然再生協議会の会長を務めておられまして、そういったこともあって、自然再生協議会として 20 年、30 年ぐらいのデータをずっとまとめて、ある程度の方向性のようなものを学会のシンポジウムの時に発表されました。それを私が拝見して、「ぜひそれであれば水質部会と自然再生協議会でそういったことを共有しながら考えていこう」ということで、県の水質対策の方にもお願いして、音頭を取ってくださいとお願いして、一度だけ開催できたのですが、その後、年度替わりで担当者が移動してしまったという経緯がありました。ぜひ、人事はつきものですから仕方ありませんが、そういったことも踏まえて継続してそういった検討の場を作っていくことを、改めて私からお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。ただいまのことにつきまして、Web 参加の皆様、ご質問、ご意見はございますか。

それでは、以上で本日の予定された議題を全てこなしということになります。よろしいでしょうか。第 2 回目の審議までに、事務局においてぜひ今日色々出されましたご意見やご指摘を踏まえて、資料の収集や作成をお願いいたします。大いに期待しております。よろしく願いいたします。その他事務局から何かございますか。

事務局： 事務局よりご案内させていただきます。次回の水質部会は 11 月上旬を予定しております。こちらでは本日ご審議いただいた内容を踏まえ、今後パブリックコメントを行います。その結果をさらに踏まえた類型見直し案も事務局として改めてお示しいたします。本日の西村委員よりいただいたご意見、そしてご審議の中で出ましたご意見、その考え方としての取り扱いにつきましても、皆様にお示しする方法も含めまして、一度委員長とご相談をさせていただければと考えております。

なお、最初のご説明でも申し上げました通り、現時点では湖沼の類型見直しに関する審議につきましては、次回 11 月が最終という予定で作業の方を進めてまいりたいと考えております。事務局からは以上でございます。

江成部会長： ありがとうございます。それでは以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

5 閉 会 (司会)